

グリーン調達ガイドライン

1. はじめに

環境保全活動の重要課題として「環境への影響を考慮した技術開発・製品開発」を推進しております。そのためには、製品を構成する部品や材料などの環境負荷が低減されることが不可欠であります。そのような部品・材料を優先的に調達すると共に、有害物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」の推進に取り組むべく、「グリーン調達ガイドライン」を定めます。

当社では、このガイドラインに基づき、お取引先様と共に積極的なグリーン調達を推進しております。環境保全に対する取り組みの重要性をご理解いただき、ご協力の程、よろしくお願い致します。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、原則として当社が調達する全ての製品（材料・部品・ユニット・付属品・梱包材）に適用します。お客様のご要望により、個別の基準を設ける場合もあります。

3. 対象とする化学物質

下記の法令、規制における対象物質群

- (1)RoHS 指令
- (2)REACH 規制
- (3)化審法

4. 取引先様へのお願い

弊社に納入いただいております全ての製品・部品・ユニット等について、3項に定めます「対象とする化学物質」の不使用および非含有につき、調査させていただく場合がございますので、ご協力をお願いします。また、新規開発品について、使用もしくは含有する場合には、書面にてお知らせいただきますようお願いいたします。

5. 機密保持

ご回答頂いた内容、業務遂行を通して知り得た情報は、慎重に取扱い、社外に漏洩させないように厳重に管理いたします。

2021年11月
ミナミ株式会社